

建築基準法上の道路

法令種別	一般呼称	内容
建築基準法第42条	第1項第1号	1号道路 道路法による道路 例：国道、都道府県道、市町村道（認定道路）
	第1項第2号	2号道路 都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法等による道路 例：都市計画事業等により築造されるもの。
	第1項第3号	既存道路 建築基準法の集団規定が適用された時すでにあった道路 例：幅員4m（6m）以上のもので、現に一般交通の用に供しているもの。
	第1項第4号	計画道路 都市計画法・土地区画整理法・都市再開発法等で2年以内に事業が行われるものとして特定行政庁が指定したもの。
	第1項第5号	位置指定道路 特定行政庁が位置指定した4m（6m）以上の私道 例：宅地造成と併行して造られた私道
	第2項	みなし道路 建築基準法の集団規定が適用された時すでに建築物が立ち並んでいた幅員4m（6m）未満の道で、特定行政庁が指定したもの。
	第3項	3項道路 土地の状況により、将来的に拡張困難な2項道路の境界線の位置を中心線より1.35m以上、2m（3m）未満に緩和を指定したもの。ただし、がけ地などは、2.7m以上4m（6m）未満。
	第4項	4項道路 6m区域内の特定行政庁が認めた道で、下記各号の一に該当するものとして指定してももの。 ・周囲の状況により、避難・通行の安全上支障がないと認められた道 ・地区計画等により定められ、築造される道 ・6mの区域指定時に現に道路とされていた道
	第5項	5項道路 6m区域指定時に現に存していた道で、幅員4m未満の道は指定時に境界線とみなされていた線を境界線とする。
第6項	6項道路 建築審査会の同意を得た、幅員1.8m未満の2項道路	
建築基準法第68条の7	第1項	地区計画予定道路 道の配置・規模が定められた地区計画等の区域内において、予定道路に指定されたもの。

建築基準法第43条第1項ただし書きについて

上記の道路以外に、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて、建築審査会の同意を得て許可したものは法第43条の例外規定として扱われます。

例：その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有すること。

その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4m以上のものに限る）に2m以上接すること。